

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、日本年金機構における「日本年金機構中期計画」（平成26年3月31日）等に基づく業務運営を評価するとともに、保険料納付率の向上、無年金者及び低年金者の発生抑止並びに同機構への信頼性の向上を図る観点から、国民年金の適用、国民年金保険料の収納その他の業務運営の状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

- (1) 調査対象機関 厚生労働省
- (2) 関連調査等対象機関 日本年金機構（本部、事務センター（12）、年金事務所（45））、市及び特別区（34）、事業者（未納者への納付督促業務を受託している民間事業者（3））

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 6局（北海道、東北、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

沖縄行政評価事務所

行政評価事務所 4事務所（東京、神奈川、新潟、石川）

4 実施時期

平成29年10月～30年12月